第117期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
・会社の支配に関する基本方針
・連結株主資本等変動計算書
・連結計算書類の「連結注記表」
・株主資本等変動計算書
・計算書類の「個別注記表」

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主各位に提供しております。

大日精化工業株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．当社及び当社グループ会社に係わる重要事項は、法令及び定款に従い取締役会で決定します。

ⅱ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果たすため、「社是」及び「企業理念」のもと、「ＣＳＲ基本方針」、「大日精化グループ企業倫理憲章」、「役職員行動規範」などを制定し周知徹底させます。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ．当社は「情報セキュリティ管理規程」及び「文書保存管理規程」を定め業務上の情報の保存・管理に関して適切な運用を行います。

ⅱ．取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、稟議書等に係る情報については、取締役及び監査役がこれらの情報を必要とするときにはいつでも閲覧することができるよう、適切に保存します。

3．損失の危険管理に関する規程その他の体制

様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、業務を分掌・管理する各々の機構組織部門において管理します。また、取締役を責任者として組織されているＣＳＲ・リスク管理推進本部がリスク評価を進めると共に、全般的なリスクを統括します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営トップ及び関係する取締役によって構成される常務会において事前審議し、取締役会にて執行決定を行います。

また、予算、進捗管理、決算、投資に関わる重要案件については関係する取締役及び機構組織のメンバーによって構成される損益管理委員会にて審議します。

ⅱ．取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織分掌規程」、「職務権限規程」を定め、それぞれの権限とその責任の範囲を明確にします。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果たすため、「社是」及び「企業理念」のもと、「ＣＳＲ基本方針」「大日精化グループ

企業倫理憲章」「役職員行動規範」などを制定し周知徹底させます。
また、ＣＳＲ・リスク管理推進本部は、コンプライアンス相談・通報窓口を通じてコンプライアンス違反の早期発見・是正の体制を整備します。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ．当社及び当社グループ会社の適正な業務の推進を確保するために「関係会社管理規程」、「職務権限規程」において子会社の決裁、報告の基準を定め、子会社の自主性を確保しつつ、重要事項に関し当社の業務担当部門が関与することにより、報告・決定が適正に行われる体制を整備します。

ⅱ．当社及び当社グループ会社の全てに適用される「リスク管理規程」を定め、ＣＳＲ・リスク管理推進本部がリスクの評価及び情報の共有を図ると共にリスク管理体制を整備します。

ⅲ．当社及び当社グループ会社の全てに適用される、「社是」「企業理念」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」「コンプライアンス規程」等の諸規程を定め、当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

7．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ．監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしております。

ⅱ．監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を要件とし、取締役からの独立性を確保します。

ⅲ．監査役補助者は、その職務を行うに当たっては監査役の指示にのみ従うものとすることにより、監査役の監査補助者に対する指示の実効性を確保します。

8．監査役への報告に関する体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

ⅰ．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

ⅱ．当社グループでは、内部通報制度を拡充し、使用人が監査役に対して直接通報できるシステムを導入し、「ＣＳＲ・リスク管理推進本部」に通報された情報は、監査役とも共有化される体制を構築しております。

ⅲ．当社グループでは、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない旨の定めを「内部通報規程」に置くことにより、当該不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等の内容が明らかに当該職務に必要でないと認められる場合を除き、当該請求等に従い速やかに処理を行います。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ．監査役は、取締役会に出席すると共に、重要事項を審議及び報告する会議に出席します。

ⅱ．監査役は必要に応じて稟議書等の関係資料を閲覧することで、監査の実効性を高めます。

11．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ会社は、「大日精化グループ企業倫理憲章」と「役職員行動規範」により反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、圧力を受けた場合は毅然とした対応をとります。

また、一層複雑化する反社会的勢力からの被害を防止するために、「反社会的勢力排除宣言」を作成し、総務部が関係機関との密接な連携を取りながら、社内啓発活動を行います。また、当社グループ会社の関係部門との協力・連携体制を強化します。

12．金融商品取引法に基づく内部統制の整備体制

金融商品取引法第24条第４項第４号に規定する「内部統制報告書」の有効かつ適切な提出のため「財務報告に係る内部統制委員会」が主管して財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築すると共に内部統制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要があれば適切な是正・指導を行う体制を整備します。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1．コンプライアンスに対する取組みについて

「社是」及び「企業理念」のもと「ＣＳＲ基本方針」、「大日精化グループ企業倫理憲章」、「役職員行動規範」等を制定し、当社及び当社グループのすべての役職員に周知徹底を図るとともに、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令及び定款違反の発生又は発生するおそれのある場合は、厳正な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な対応方法を選択し、再発防止を図っております。

また、内部通報制度として、監査役への直接通報のフローを設定すると同時に、会社側窓口に対する通報があった場合には、速やかに監査役への連絡を行うフローも設定いたしました。

通報された情報は、独立社外監査役も含めた監査役会で共有化される仕組みとなっております。

さらに、会社側が内部通報制度によって得られた情報は、ＣＳＲ・リスク管理推進本部にて直ちに内容を確認・検証し、同時に、その内容の重要度に応じて取締役会にも報告することとしております。

また、「内部通報規程」を置くことにより、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として当該不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。

2．職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みについて

取締役会は当期において13回開催されました。取締役会の審議資料は必要に応じて事前配布され、更に社外役員に対しては議題の事前説明を行う等、出席者が十分な準備を行えるように配慮しております。取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報については、「文書保存管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存され、取締役及び監査役は、これらの情報を必要とする時にはいつでも閲覧することができます。

また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営トップ及び関係する取締役によって構成される常務会において審議し、予算、進捗管理、決算、投資に関わる重要案件については関係する取締役及び機構組織のメンバーによって構成される損益管理委員会にて審議しております。

3．損失の危険の管理に対する取組みについて

「リスク管理規程」に基づき、取締役を責任者として組織されているＣＳＲ・リスク管理推進本部が全般的なリスクを統括しております。またリスク管理体制を強化するため、本部内にリスク管理部会を設置し、リスクの確認、評価を行うとともに、重大なリスクへの適切な対応を行っております。

4．監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みについて

監査役会は、独立社外監査役２名を含む監査役４名で構成されております。監査役会は当期において17回開催され、各監査役から監査方針、職務の分担に従い、監査に関する重要事項の報告及び協議又は決議を行っております。

監査役は取締役会に出席するとともに、重要事項を審議及び報告する会議に出席しております。

監査役は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合には、会社に対し必要な情報や資料の提供を求めております。

会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第３号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は以下のとおりであります。

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社をご支持くださる多数のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであり当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案等がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと理解しております。

しかしながら、近年、資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、当社や株主の皆様に対して買付けに係る内容及び代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付けに応じることを株主の皆様に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が不適切であるもの等々、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、1931年（昭和６年）に顔料の製造・販売を目的に設立しプラスチック時代の幕開けとなった1940年代半ばより、国産化・自社開発に拘りながら各種プラスチック製品の着色化に貢献、また合成繊維の誕生に合わせて化・合成繊維の原液着色の技術を開発しました。1970年代より海外市場へ展開し、日本企業の海外進出に合わせ、エリアを拡大してまいりました。創業以来培ってきました技術の継承と新規分野の研究開発を背景に、材料特性を熟知した素材メーカーとして、カラー化時代の先取りと様々なユーザーニーズに応える分散・加工・配合等の基本技術と応用展開の結実として、現在、各種合成樹脂着色剤、各種印刷インキ、合成樹脂に加えて時代の要請に即した機能性付与製品や情報記録関連の製品、環境配慮型製品まで多様な製品ラインアップを擁し、広範な業界の多数のお取引先から厚い信頼を得ております。

このように、当社は創立以来蓄積してきた「有機無機合成・顔料処理技術」「分散・加工技術」「樹脂合成技術」の３つのコア技術を企業価値の源泉とし、品質・コスト競争力とブランドの向上

に努めながら、株主の皆様、取引先の皆様、従業員、さらには地域社会等との長年に亘る信頼関係を構築しております。これらは、数値に表れ難い企業価値として重要な要素と認識しております。

当社は、「大日精化環境方針」、「環境に関する経営基本方針」を制定しております。人類文化の保護発展と自然環境を護り、「環境・安全・健康・品質」を良好に保つことを企業目的の一つとしております。国際規則及び国内外の関係法令を順守するとともに、企業活動に伴う資源・エネルギーの効率的な利用、産業廃棄物の減量、再資源化・再利用化、安全のための予防・緊急対策等をも含めて化学メーカーとしての行動指針としております。

また、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を通じて、経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会責任を全うするため、ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。法令順守及びリスク管理等の徹底のために、「ＣＳＲ・リスク管理推進本部」を設置し、内部監査の独立部門である内部監査室と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実に積極的に取り組んでおります。

以上、当社では多くの投資家の皆様に中長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上のため、役員・社員一丸となって上記のような取組みを実施しております。今後とも株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を磐石なものとするため一層その充実、拡充に努める所存であります。これらの取組みは上記①会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）について、2017年６月29日開催の第114期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、株主の皆様にご承認いただき継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその

他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、本プランの有効期限は2020年６月に開催予定の当社第117期定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daicolor.co.jp/）に掲載しております。

④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、①買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年（平成20年）６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、②当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、④独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、⑤デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（ご参考）

上記プランにつきましては、有効期間満了にあたり、2020年４月24日開催の取締役会において、2020年6月26日開催の第117期定時株主総会で株主の皆様のご承認を得ることを条件に、一部変更を行った上で継続することを決議しており、同定時株主総会の議案として上程しております。詳細につきましては、招集ご通知「株主総会参考書類」６頁から27頁をご覧ください。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日期首残高	10,039	9,772	68,578	△108	88,282
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,578		△1,578
親会社株主に帰属する当期純利益			3,977		3,977
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	―	―	2,399	△1	2,398
2020年３月31日期末残高	10,039	9,772	70,978	△110	90,680

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年４月１日期首残高	8,355	△1	△1,430	△1,101	5,821	1,951	96,055
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△1,578
親会社株主に帰属する当期純利益							3,977
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△1,802	1	△162	△739	△2,702	△75	△2,778
当連結会計年度変動額合計	△1,802	1	△162	△739	△2,702	△75	△380
2020年３月31日期末残高	6,552	―	△1,592	△1,841	3,118	1,876	95,675

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1)　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　25社

・主要な連結子会社の名称　浮間合成株式会社
ハイテックケミ株式会社
DAINICHISEIKA(HK)COLOURING CO.,LTD.

②　非連結子会社の状況　該当する会社はありません。

(2)　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　3社

・会社等の名称　TAI CHIN CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.
三宝精密化学工業株式会社
PLALLOY MTD.B.V.

②　持分法を適用していない関連会社の状況

・主要な会社等の名称　ESTA FINE COLOR CORPORATION

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③　持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3)　連結の範囲の変更に関する事項

前連結会計年度において連結子会社でありました上海大日富泉化工有限公司、DAINICHISEIKA,INC.およびDAICOLOR USA,INC. については清算したため連結の範囲から除いております。また、株式会社タウンアートについては、全株式を売却したため連結の範囲から除いております。

(4)　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちDAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.を除く在外連結子会社17社の決算日は12月31日であります。連結に際しては当該計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5)　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

1．満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

2．その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

・時価のないもの　　主として移動平均法による原価法

3．デリバティブ　　時価法

4．運用目的の金銭の信託　　時価法

5．たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

1．有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　8～50年

機械装置及び運搬具　　4～10年

2．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込有効期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③　重要な引当金の計上基準

1．貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

2．賞与引当金　　当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

3．環境対策引当金　　環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

4．関係会社整理損失引当金　　関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

④　重要なヘッジ会計の方法

1．ヘッジ会計の方法　　原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

2．ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象…外貨建金銭債権・債務及び外貨建予定取引、借入金

3．ヘッジ方針　　主として当社の内部規程である「デリバティブ取引に係るリスク管理方針」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的に限定して行い、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的とした取引は一切行わないものとしております。

4．ヘッジ有効性評価の方法　　主として当社は市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、定期的に実施することとしております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

1．退職給付に係る会計処理の方法　　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2．消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

3．連結納税制度の適用　　当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

4．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第３項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(6)　のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、原則として５年間の定額法により償却を行っております。

2．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」、「受取保険金」及び特別損失の「投資有価証券評価損」、「環境対策引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「投資有価証券売却益」は14百万円、「受取保険金」は96百万円、「投資有価証券評価損」は73百万円、「環境対策引当金繰入額」は28百万円であります。

3．連結貸借対照表に関する注記

⑴	有形固定資産の減価償却累計額	78,671百万円
⑵	保証債務	41百万円
⑶	受取手形割引高	76百万円
	受取手形裏書譲渡高	1百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	普通株式	18,613,110株

⑵ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

1．2019年６月27日開催の第116期定時株主総会決議による配当に関する事項

- 配当金の総額　789百万円
- １株当たり配当額　42.5円
- 基準日　2019年３月31日
- 効力発生日　2019年６月28日

2．2019年11月８日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- 配当金の総額　789百万円
- １株当たり配当額　42.5円
- 基準日　2019年９月30日
- 効力発生日　2019年12月５日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2020年６月26日開催予定の第117期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　649百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　35円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月29日

５．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、主として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「信用管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは取引の種類、限度額等を定めた管理規程に従い行っております。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（＊）	時　価　（　＊　）	差　額
⑴ 現金及び預金	29,915百万円	29,915百万円	―百万円
⑵ 受取手形及び売掛金	47,331	47,331	―
⑶ 投資有価証券			
その他有価証券	16,530	16,530	―
⑷ 支払手形及び買掛金	(25,641)	(25,641)	―
⑸ 短期借入金	(15,107)	(15,107)	―
⑹ 長期借入金	(25,719)	(25,743)	(24)
⑺ デリバティブ取引	5	5	―

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

⑴　現金及び預金、並びに⑵　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託等は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑷　支払手形及び買掛金、並びに⑸　短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑹　長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記⑺参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑺　デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑹参照）。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額643百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

⑴	１株当たり純資産額	5,052円36銭
⑵	１株当たり当期純利益	214円24銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年４月１日期首残高	10,039	8,137	4	8,141	2,224	1,527	5,870	25,216	34,838	△108	52,911
当期変動額											
圧縮記帳積立金の取崩						△236		236	—		—
剰余金の配当								△1,578	△1,578		△1,578
当期純利益								1,777	1,777		1,777
自己株式の取得										△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△236	—	435	199	△1	197
2020年３月31日期末残高	10,039	8,137	4	8,141	2,224	1,291	5,870	25,651	35,037	△110	53,108

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2019年４月１日期首残高	5,666	—	5,666	58,577
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				—
剰余金の配当				△1,578
当期純利益				1,777
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,224		△1,224	△1,224
当期変動額合計	△1,224	—	△1,224	△1,026
2020年３月31日期末残高	4,441	—	4,441	57,550

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

②　関係会社株式　　移動平均法による原価法

③　その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

④　デリバティブ　　時価法

⑤　たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
機械及び装置	8年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込有効期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③　環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑷　ヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象…外貨建金銭債権・債務及び外貨建予定取引、借入金

③　ヘッジ方針　　内部規程である「デリバティブ取引に係るリスク管理方針」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的に限定して行い、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的とした取引は一切行なわないものとしております。

④　ヘッジ有効性評価の方法　　市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、定期的に実施することとしております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑸　その他計算書類作成のための基本となる事項

①　退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②　消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

③　連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

④　連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第３項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで区分掲記しておりました「ソフトウェア仮勘定」（当事業年度は、48百万円）、「長期貸付金」（当事業年度は、52百万円）及び「敷金及び保証金」（当事業年度は、284百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、無形固定資産の「その他」及び投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記しておりました、「資産除去債務」（当事業年度は、294百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

（損益計算書）

前事業年度まで区分掲記しておりました「固定資産賃貸費用」（当事業年度は、14百万円）、「クレーム弁償損」（当事業年度は、5百万円）及び「減損損失」（当事業年度は、0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」及び特別損失の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで特別利益及び特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」、「受取保険金」及び「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「投資有価証券売却益」は12百万円、「受取保険金」は96百万円、「投資有価証券評価損」は73百万円であります。

3．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　50,721百万円

⑵ 保証債務

他社の金融機関等からの借入金等に対し債務保証を行っております。

ディー・エス・エフ株式会社	4,870百万円
ハイテックケミ株式会社	600百万円
P.T.HI-TECH INK INDONESIA	598百万円
DM COLOR MEXICANA S.A. DE C.V.	495百万円
HI-TECH COLOR, INC.	233百万円
その他３件	89百万円
計	6,887百万円

⑶ 受取手形割引高　76百万円

⑷ 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	4,354百万円
② 長期金銭債権	280百万円
③ 短期金銭債務	4,906百万円
④ 長期金銭債務	1,420百万円

4．損益計算書に関する注記

⑴ 関係会社との取引高

① 売上高	5,952百万円
② 仕入高	17,246百万円
③ 営業取引以外の取引高	683百万円

⑵ 当事業年度に発生しました以下の環境対策費は、環境対策引当金の目的取崩益と相殺表示しております。

環境対策設備の減価償却費	9百万円
その他環境対策費	68百万円
計	78百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

当事業年度末における自己株式数	普通株式	47,702株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	1,695百万円
退職給付引当金	1,530百万円
環境対策引当金	980百万円
信託財産	539百万円
賞与引当金	467百万円
関係会社出資金	395百万円
投資有価証券	265百万円
たな卸資産	176百万円
その他	491百万円
繰延税金資産小計	6,542百万円
評価性引当額	△1,384百万円
繰延税金資産合計	5,157百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△1,900百万円
その他有価証券評価差額金	△1,862百万円
圧縮記帳積立金	△570百万円
その他	△184百万円
繰延税金負債合計	△4,516百万円
繰延税金資産（負債）の純額	641百万円

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

⑴ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	664百万円	577百万円	86百万円
工具、器具及び備品	1	1	0
その他	5	5	0
合計	671	584	86

（注）取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

⑵ 未経過リース料期末残高相当額

１年内	36百万円
１年超	50百万円
合計	86百万円

（注）未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

⑶ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	53百万円
減価償却費相当額	53百万円

⑷ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	大日カラー・コンポジット株式会社	所有 直接 100%	原材料の販売 製品の購入 役員の兼任	原材料の販売（注）1，2	18,448	売掛金	1,267
				製品の購入（注）1，2	24,255	買掛金	2,055
子会社	ディー・エス・エフ株式会社	所有 直接 100%	債務保証 資金借入 役員の兼任	銀行借入等に対する債務保証（注）3	4,870	－	－
				資金の借入	1,300	長期借入金	1,420

（注）1．価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2．大日カラー・コンポジット株式会社からの製品の購入金額（24,255百万円）は、損益計算書においては同社への原材料の販売金額（18,448百万円）と相殺して表示しております。

3．ディー・エス・エフ株式会社の金融機関からの借入金等（4,870百万円）につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受け取っておりません。

4．取引金額は消費税等を含めておりません。期末残高（長期借入金を除く）には消費税等を含めております。

9．1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額　3,099円88銭

⑵ 1株当たり当期純利益　95円73銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。